

Immigration Expert

行政書士



フォーチュンクッキー

法務事務所

住所 東京都北区赤羽北3-17-13成田商店101号
Narita Shoten 101, 3-17-13 Akabane Kita, Kita-ku, Tokyo

電話 03-4361-9949 / 080-8847-3117

Emai fch21080896@gmail.com



毎度、お世話になっております。
行政書士の宮内です。

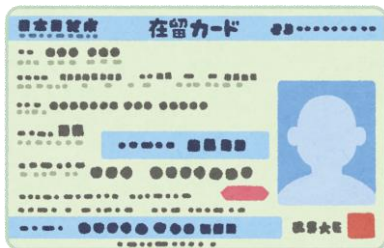
在留資格の認定・更新・変更および永住権申請をおこなっております！

東京都北区の小さな行政書士事務所ですが、ご安心ください。

申請実績のある事務所です。

当事務所のご利用料金（手数料）は…

在留資格の 認定・更新・変更・永住権 の申請が



全部一律 **5** 万円

ただし、



別途料金のかかるもの

※実費等は別途かかります。収入印紙代金など

理由書の作成

※最低2枚からお願いします。

A4用紙1枚作成

その他申請時に必要な書類の作成

※在留資格「経営管理」で必要な事業計画書など

3,000円

申請に許可がおりた場合の新しい在留カードの受取り

※お客様がご自分で受け取る場合は料金はかかりません。

10,000円

永住権申請については申請書類をイミグレーションへ直接持ち込む申請になりますので別途、出張費用がかかります。

10,000円

たとえば…

他の在留資格から「経営管理」への変更許可申請を行った場合

内容	個数	料金	合計料金
「経営管理」への変更許可申請	1	50,000円	86,000円
理由書の作成	3枚（の場合）	9,000円	
事業計画書の作成	8枚（の場合）	24,000円	
株主総会議事録（報酬）の作成	1枚	3,000円	
在留カードの受取りも 依頼した場合	1	10,000円	96,000円

オンライン申請専門なので手数料が安い！

内容を細分化しているのです、予算に合わせた

手数料に調整できるので、財布に優しいです。



オンライン申請に特化していますのでイミグレーションへは基本的に直接行きません
その分負担が軽減されます。
負担が軽減されている分、お客様の負担も軽減すべきですね。
なので財布に優しい「一律基本料金5万円」で行えるんです。

！当事務所ご利用の注意点！

理由書はお客様が枚数を指定できます。（最低枚数は2枚から）ですので、予算に合せた料金に設定できますが、申請に内容によってはやはり2枚ではなかなか厳しい場合もございます。

2枚でも理由書の作成は可能ですが、理由書の内容的には薄いと思って下さい。イミグレーションの担当審査官の方に内容が伝わりにくい場合があると考えてください。

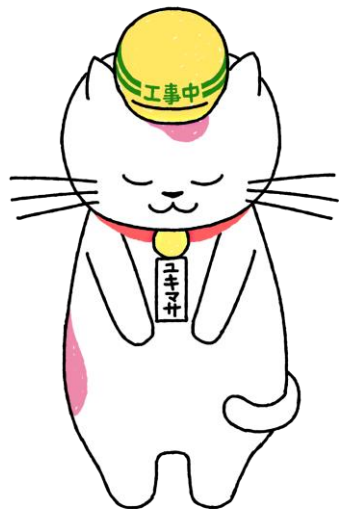
※その場合、不許可になったとしても一切の責任は負えません。

理由書はおお客様の想いを伝える大事な書類の一つであり、分かりにくい申請書類の内容や就労ビザの場合、お客様の就労内容に説得力を与える材料であると思って下さい。

※理由書はとても大事な書類です！

なのでまずは「フォーチュンクッキーにお任せ」していただけますと幸いです。

理由書について…



申請までのながれ



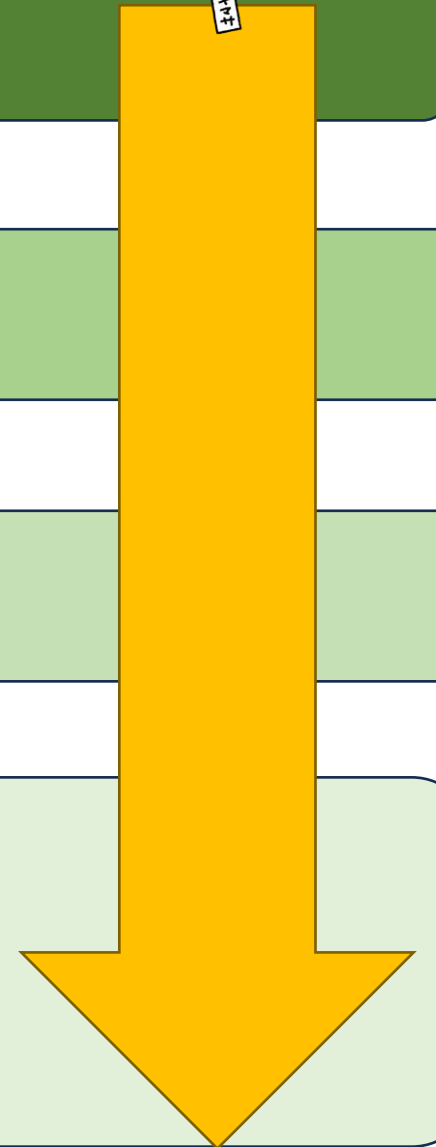
1. 依頼の受付…電話もしくはEmailでご連絡ください。
折り返しこちらから連絡します。

2. 面談…メールか対面もしくは電話で面談いたします。（料金や内容）
お客様が納得されました契約成立です。

3. 着手金の支払い…基本料金の50,000円の半額の
25,000円をお支払いいただきます。

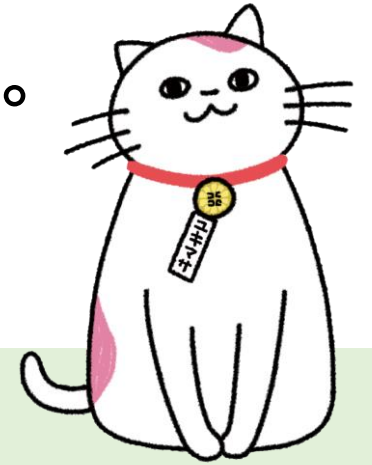
4. 変更、更新、永住権申請の場合…着手金の確認をしましたら連絡します。
その後、レターパックでパスポート等
申請に必要な書類を当事務所へ送って
いただきます。

認定許可申請の場合…着手金入金の確認後、必要書類を送付していただき
揃い次第、書類作成→申請手続きに入ります。



1. 依頼の受付・・・電話もしくはEmailでご連絡ください。

TEL : 03-3461-9949 / 080-8847-3117 email : fch21080896@gmail.com



2. 面談・・・メールか対面もしくは電話で面談いたします。

1の依頼の受付をいたしましたら、2の面談の日程を決めることになります。

2で面談して、お客様の申請内容に変な部分がある場合は、「お断り」する場合があります。

それは明らかに不正な内容の申請には対応できないという当事務所の取り決めと行政書士の倫理観に関する問題があるためです。

ヒアリングは何度でもいたしますので、話し合いで不成行為がない事を確認しましたら契約成立です。

ヒアリングはこちらから出向く場合と、お客様が当事務所のお近くまできていただく場合や**電話やメール、ZOOMなどの方法を利用して**おこないます。

対面の場合、一緒に必要書類や在留カード・パスポートもお持ちください。

お持ちいただく必要書類は1のやり取りの中でお伝えいたします。

お客様が遠方の場合はパスポートと在留カードのみレターパックでお送りいただく方法でも大丈夫です。

申請に必要な書類はデーターによる転送でもかまいません。

3. 着手金の支払い…基本料金の50,000円の半額の25,000円をお支払いいただきます。

契約が成立しましたら、2の面談時の内容をもとにした見積書を送付いたします。

見積書には振込金額と振込先の口座番号・口座名義を記載しておきます。

振込をされましたら、「振込明細書」を写真で撮影するかスキャンして当事務所宛にメールなどでお送りください。確認しましたら、申請の手続きの準備に取り掛かります。

(1)着手金の取扱

- ・ 着手金は申請の許可がおりましたら、総報酬額から着手金25,000円を控除して請求いたします。

(2)着手金の返却のパターン

- ・ 不許可が出た場合、着手金の半額をお返しいたします。

(3)着手金を返却しないパターン

- ・ お客様の都合で、申請の取り下げや、偽造された（不正な）書類を提出された場合。
- ・ 申請が不許可となったが引き続き再申請手続きを当事務所で行う場合。

4. 更新・変更・永住権申請の場合

申請手続きに入る前に**“必ず”**パスポートと在留カードは預かります。

認定申請の場合は申請代理人様の身分証明書などの写しをお預かりいたします。

(1) “必ず”パスポートと在留カードをお預かりする理由

許可か不許可が下りましたら、お客様にご連絡し、請求書を送付します。

許可の場合、成功報酬をいただくこととなりますので、成功報酬を振込を確認しましたら

パスポートと在留カードは、お客様にお返しいたします。

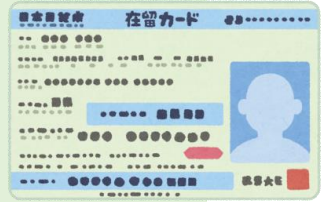
報酬の支払いとパスポート・在留カードの返却は引き替えになります。

認定申請の場合、申請代理人となる方の身分証明書の写しをお預かりいたします。

成功報酬の振込を確認するまでは、在留カードとパスポートは、お返しいたしません。

受取りの依頼をされる場合は、振込を確認後、入管へ新在留カードを受取りに行きます。

※振込手数料はお客様負担、着手金返却の手数料は総額から手数料額を控除した額での返却です。(550円)



当事務所は「紹介制」を採用しています。

在留資格の申請をされるお客様をご紹介いただくと、**ご紹介者様には基本手数料の10%をキックバックいたします。**



キックバックする額

50,000円の10%ですので、振込手数料（550円）を控除した額、4,450円が紹介者の口座に振込まれます。

(1)キックバックのタイミング

お客様（申請者）から成功報酬の総額の振込があった事を確認してからです。（不許可の場合は無し）
確認後、ご紹介者様へ連絡いたしますので、振込口座をお伝えください。

(2)自営業者さまへの提案

自営業されている方は、当事務所と顧問契約をしていただき、店舗にチラシを置いていただきます。
そのチラシをお持ちになったお客様が申請されますと商店にキックバックされる仕組みもあります。

顧問料初年度 無料 一年後継続される場合 5,000円／月になります。

顧問期間中は外国人雇用や補助金・助成金などの相談を受け付けます。